

2024年度第1回定時社員総会

と き：2024年5月25日(土) 15時10分～17時00分

ところ：県立倉吉体育文化会館 2階 中研修室

(倉吉市山根 529-2)

会員数 354名(2024年4月30日現在)

次 第

【 開 会 】

1 あいさつ

2 議長選出

3 議事録署名者の選任

4 議 事

第1号議案 2023年度事業報告及び決算について

※監査報告

第2号議案 2024年度第1次補正予算(案)について

5 報告事項

(1) 2024年度会員名簿掲載調査票および委員会所属調査票について

6 そ の 他

(1) 2024年度第2回定時社員総会の日程について

日時：2025年3月15日(土) 場所：鳥取市(予定)

(2) 2024年度本会事業について

(3) 能登半島地震被災者見守り相談支援事業への社会福祉士会会員派遣について

【 閉 会 】

一般社団法人鳥取県社会福祉士会役員

任期：理事 2023 年 5 月 27 日～2025 年 5 月総会終結時

監事 2021 年 5 月 29 日～2025 年 5 月総会終結時

役 職	氏 名	地区	所 属	就任	担当委員会
会 長	朝倉 香織	中	鳥取県社会福祉協議会	2 期	(全体統括)
副会長	前田 啓喜	東	楽生後見事務所	4 期	ぱあとなあ鳥取
副会長	河本 勢津子	中	倉吉市役所	4 期	地域社会・多文化委員会
常務理事	岸本 照之	東	鳥取県社会福祉士会	4 期	(事務統括)
理 事	石田 浩朗	東	鳥取西地域包括支援センター	3 期	高齢者生活支援委員会
理 事	桐谷 峰子	東	伏野つばさ園	2 期	障がい児・者生活支援委員会
理 事	藤井 太陽	中	倉吉中央地域包括支援センター	3 期	生涯研修員会
理 事	佐々木 政治	中	よなご大平園	2 期	障がい児・者生活支援委員会
理 事	野浪 一仁	西	境港市地域包括支援センター	4 期	子ども家庭支援委員会
理 事	平林 和宏	西	権利擁護ネットワークほうき	4 期	生涯研修員会
理 事	神坂 綾	西	錦海リハビリテーション病院	3 期	保健医療委員会
理 事	石橋 弥雪	西	鳥取県総合療育センター	2 期	組織委員会
監 事	森田 礼子	東	障害福祉サービス事業所すずかけ		
監 事	手島 孝人	西	とっとり被害者支援センター		

【 第 1 号議案 】

2023 年度事業報告及び決算について

(提案理由)

2023 年度事業の終了により、別紙のとおり事業報告書(案)及び決算書(案)を作成したので、承認願いたい。

(別冊資料 2023 年度事業報告書・決算書)

・事業報告書 (案)	・・・ P1
・決算書 (案)	
貸借対照表	・・・ P22
正味財産増減計算書	・・・ P23
財産目録	・・・ P25
財務諸表に対する注記	・・・ P26
内訳書 (資産の部、負債の部)	P27
収支計算書	・・・ P29
監査報告書	・・・ P32

(説明) ○事業報告書

①新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等の感染対策と本会事業について

新型コロナウイルス感染症の通常の医療提供体制への移行に伴い、本会の新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止ガイドライン (2021 年 3 月 5 日制定) は廃止としました。しかし、会員の多くが福祉・医療施設で勤務し、日々新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等への感染対策を講じている現状に鑑み、標準的な感染対策の励行 (体調確認・換気・消毒・マスク着用等) により会議、研修会を開催しました。また、オンラインなど ICT の活用継続を図りました。

②会員数について

会員数は、2023 年 3 月末 341 名。2023 年度入会者は 22 名、年度末退会者は 13 名、2024 年 3 月末会員数は 350 名となりました。本年 3 月、第 36 回社会福祉士国家試験合格発表では、鳥取県合格者は 69 名 (昨年 45 人)、2024 年 3 月末の社会福祉士登録者は 1,408 人となりました。認定社会福祉士資格取得や成年後見人材育成研修、委員会・地区活動による活動交流など魅力ある活動について、情報発信や声かけ等による入会促進の取り組みが必要です。

③入会キャンペーンの実施

2022 年度より日本社会福祉士会提唱による 3 年間の試行による全国一斉の若年層 (30 歳未満) の入会金及び年会費を初年度に限り免除する取り組みを、本会も実施した。新規入会者は、2022

年度 5 名、2023 年度 3 名であった。

④事務局運営について

事務局独立 5 年が経過、安定的な法人運営に努めるとともに月 1 回の会員への定例発送、県委託研修、委員会、地区研修の実施などに努めた。7 月から会員への定例発送を 9 割超のメールアドレス取得会員に対して、郵送からメールによる案内に切替えた。経費の削減のみに終始することなく、適宜、効果的な情報提供を行うこととした。

⑤認定社会福祉士資格取得促進並びに成年後見人材育成の取組み

認定社会福祉士の資格取得並びに成年後見人材育成研修の受講要件となる基礎研修(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を開催するとともに、本会で 3 年目となるスーパービジョン研修に取り組んだ。

⑥令和 6 年能登半島地震・災害派遣福祉チーム (DWAT) の活動について

日本社会福祉士会は、被災地への対応について災害派遣福祉チーム (DWAT) を 1 月 8 日からいしかわ総合スポーツセンター (1.5 次避難所) に派遣。以降、七尾市、志賀町、輪島市、穴水町の避難所で活動し、29 都道府県の協力により、1 月 8 日以降 2 月末までにのべ 860 名が活動した。

本県では、1 月 22 日 (月) から 3 月 18 日 (月) まで、3 人 1 組で 11 チームを派遣し、いしかわ総合スポーツセンター (1.5 次避難所)、志賀町で各 4 日間活動した。災害等が頻発する中、県主催の DWAT 研修会に登録者並びに会員の研修会参加を募り、研修参加の会員に対してチーム員登録を呼びかけた。登録者は先遣隊 5 名、チーム員 15 名となった。

また、鳥取県災害ケースマネジメント協議会が 2022 年 10 月に設立され、本会も参加した。

(説明) ○決算書 *()は昨年度

- ① 正味財産額は 16,696,349 円(16,589,207 円)となり昨年度から 107,142 円の増となった。
- ② 特定資産は 2 つの積立資産 13,140,000 円と前年度と同額である。
- ③ 前払金 8,450 円は倉庫賃借料 4 月分を前払いするもの。
- ④ 未払金 484,562 円は 3 月分職員給与、2 月・3 月分社会保険料会負担、3 月分電話回線利用料・電話機リース料、3 月分複写機使用料、3 月分複合機・パソコンリース料、3 月分ビジネスインターネットバンク手数料等。
- ⑤ 預り金 85,755 円は 1 月～3 月分特例納付・源泉所得税、(職員、税理士)、3 月分社会保険料職員自己負担分。
- ⑥ 会費収入は 360 名分、入会キャンペーン 3 名分の日本社会福祉士会からの助成金 5,415,000 円(5,200,000)円、入会金収入は 19 名 95,000(60,000 円)を収入。会費収入は予算額より 90,000 円の増。
- ⑦ 寄付金収入は後見活動報酬拠出金が 148 件 2,704,996 円(2,902,528 円)、予算額より 295,004 円の減、昨年度決算額より 197,532 円の減となった。
- ⑧ ばあとなあ鳥取活動費支出・後見活動報酬不足補填は 3 件 140,520 円(156,960 円)。成年後見制度利用支援事業申請促進等により昨年度より減額となった。

- ⑨ 管理費支出・事務局費支出は事務局長 1 名、事務職員 1 名の 2 名分 4,749,678 (4,797,597) 円。委託事業賃金 527,800 円を加えた合計 5,277,478 (5,270,597) 円が職員人件費支出。
- ⑩ 前期繰越収支差額は 3,449,207 (3,322,516) 円と 126,691 円の増。次期繰越収支差額は 3,556,349 (3,449,207) 円とオンラインでの会議・研修会、中央派遣等の旅費支出、会場使用料等の減により 107,142 円の増となった。
- ⑪ 本会予算の事業活動収支差額の支出額超過は、2018 年 11 月理事会での事務局独立への計画策定どおりにほぼ推移してきた。計画では、事務局独立後、事務局体制安定までは繰越収支差額を活用し、2022 年度には会員数 400 名、職員体制を常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名を目標に収支差額 0 円を目指す目標としていた。しかし、決算で若干の黒字となったものの、会員数は 2024 年 3 月末 350 名と目標の 400 名体制の実現は厳しい。財政基盤再生検討委員会において事業ごとの収支見直し等の検討による改善を予定している。
- ⑫ 本会設立 30 周年記念事業を 9 月 23 日、湯梨浜町「アロハホール」にて 70 名の参加者を得て開催した。開催にあたり、実行委員を公募、16 名の委員により企画・運営した。本会設立の経過や歩み、そして、未来に託すことをテーマに日本社会福祉士会星野理事の記念講演、歴代の会長によるシンポジウム等を開催した。日本社会福祉士会 2023 年度正会員に対する活動助成金（記念事業開催を通じた会員の入会促進・退会抑制を図る事業）の交付決定を受けた。助成金交付は 2025 年度予定。事業内容は、別紙事業報告書 12 頁に掲載。

□本会設立 30 周年記念事業決算書

単位：円

科 目	金 額	説 明
1 日本社会福祉士会助成金	300,000	正会員に対する活動助成金
2 自主財源	138,488	
収入合計	438,488	
1 会場費	77,290	アロハホール使用料（会場費、冷暖房料）
2 講師謝礼・旅費	43,120	星野講師（謝礼 8,800、旅費 34,320）
3 関係者謝礼	13,000	パネリスト 5 人 10,000 書 3,000
4 資料作成費	49,227	式典資料印刷代 500 部
5 リーフレット作成費	118,800	本会活動紹介用リーフレット 3,000 部
6 手話通訳費	13,050	鳥取県聴覚障害者協会 2 人
7 式典花代	11,000	壺花
8 会議費	6,000	講師・パネリスト弁当 6 人
9 郵券代	20,372	寄稿依頼、開催案内
10 実行委員会会場代	10,120	3 回
11 実行委員交通費	68,170	16 人、3 回
12 事務諸費	8,339	複写機使用料、電話、振込手数料
支出合計	438,488	

【第2号議案】

2024年度第1次補正予算(案)について

(提案理由)

このことについて以下のとおり補正予算を作成したので承認願いたい。

2024年度第1次補正予算(案)

(単位：千円)

科目	2024年度 当初予算 額	2024年度 補正額	2024年度 予算額	増減	摘要
I 事業活動収入の部					
5 助成金収入	132	300	432	300	正会員に対する活動助成金 (設立30周年記念事業開催 による入会促進・退会抑制を 図る事業)
2 日本社会福祉士会助成金収入	1	300	301	300	
事業活動収入計	13,805	300	14,105	300	
II 事業活動支出の部					
事業活動支出計	15,825	0	15,825	0	
事業活動収支差額	△2,020	0	△1,720	300	
予備費支出	100	300	400	300	
当期収支差額	△2,120	0	△2,120	0	
前期繰越収支差額	3,500	0	3,500	0	
次期繰越収支差額	1,380	0	1,380	0	

5 報告事項

- (1) 2024年度会員名簿掲載調査票及び委員会所属希望調査票について
返信数(5月22日現在)

会員名簿掲載調査票 89名(名簿掲載可81名、名簿掲載不可8名)

委員会所属希望調査票 92名

(委員会別希望者) * () 昨年度(本人希望+振分け分)

・組織委員会	4(16)名	・生涯研修委員会	13(23)名
・高齢者生活支援委員会	24(103)名	・障がい児・者支援委員会	18(70)名
・子ども家庭支援委員会	16(47)名	・保健医療委員会	22(55)名
・地域社会・多文化委員会	16(98)名	・ばあとなあ鳥取	108(109)名

6 その他

- (1) 2024年度第2回定時社員総会の日程について

日時 2025年3月15日(土) 場所 鳥取市(予定)

- (2) 2024年度本会事業について

○基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催について(集合開催、Zoomによるオンライン会議)

・基礎研修Ⅰ 開催案内 5月15日 会員(359)並びに関係機関・団体(708)へ通知

集合研修1 7月27日(土) 県立倉吉体育文化会館

集合研修2 11月23日(土) 県立倉吉体育文化会館

先輩社会福祉士へのインタビュー 9月7日(土) オンライン(Zoom)

・基礎研修Ⅱ 6月中旬開催案内 研修:7月末日(土・日)～1月上旬(土) 9回

・基礎研修Ⅲ 6月中旬開催案内 研修:8月初旬(土)～1月上旬(土) 12回

○スーパービジョン実施説明会の開催について(Zoomによるオンライン会議)

・6月8日(土)10:00～11:00 ・6月12日(水)19:00～20:00

○成年後見人材育成研修～オンライン研修～(岡山県委託)の開催について

・基礎研修Ⅲ修了者等23名に対して開催案内。4名が受講申込み、受講決定。

・開催日程 4日間(9月7日(土)、9月8日(日)、11月16日(土)、11月17日(日))

○本会2024年度事業計画～抜粋～(2024年3月16日第2回定時社員総会承認) P8～P13

【基本方針】

新型コロナウイルスの「パンデミック(世界的流行)」は、暮らし、仕事、教育、娯楽といった人の営みの隅々にまで及び、その影響は今なお続いています。

また、自然災害の発生も続く中、鳥取県災害支援福祉チーム(DWAT)が初めて石川県に派遣され、会員がチーム員として現地の厳しい状況の中、被災者と向き合い活動しています。こうした被災地支援においても、多職種との協働、調整役として社会福祉士・社会福祉士会への期待は高まっています。

日常においても、包括的支援体制整備が進められる中、これまで以上に丸ごと受け止め、多職種が連携した相談支援、社会参加や人々のつながりが求められています。

本会の社会的使命を果たすため、より一層会の組織強化、研修やスーパービジョンによる会員の質の担保など社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の人材育成が必須です。

私たち会員は、本会活動の活性化と組織力強化を目指し、地域の関係職種・機関との連携・協働、ネットワークの構築に努め、利用者の権利擁護を基本視点に、利用者を取り巻く環境整備にも配慮し、相談援助、生活支援及び社会的実践活動を行っていきます。

【運営方針】

1. 組織・運営体制の充実強化
 2. 会員の専門性の向上(知識、技術、倫理)
 3. 地域に根ざした社会福祉実践と新たなニーズへの対応
 4. 委員会及び権利擁護センターばあとなあ鳥取の活動の充実強化
-
1. 会の組織、運営の充実のための事業
 - (1) 登録者及び受験資格保有者の把握と加入の呼びかけ
 - (2) 理事会の開催 年4回（4月、8月、11月、2月）
 - (3) 総会の開催 年2回（5月、3月）
 - (4) 正副会長会（業務執行役員会）の開催 随時
 - (5) 監事会の開催 年1回（4月）
 - (6) 選挙管理委員会の開催 年1回（2月）
 - (7) 財政基盤再生計画検討委員会の開催
 - (8) 委員長会議の開催 年1回（8月）
 - (9) 中央・ブロック会議への出席
 - (10) 生涯研修センターの充実
 - (11) 災害時支援体制の取組み
 - (12) 地区活動の充実
 2. 委員会活動 （※各委員会の目的や活動については委員会活動計画参照）
 - (1) 組織委員会
 - (2) 生涯研修委員会（生涯研修センター）
 - (3) 高齢者生活支援委員会
 - (4) 障がい児・者生活支援委員会
 - (5) 子ども家庭支援委員会
 - (6) 保健医療委員会
 - (7) 地域社会・多文化委員会
 3. 調査研究及び研修事業
 - (1) 会員のための研修 ①派遣研修 必要な研修会への会員派遣 ②地区別研修会
 - (2) 受験者への研修会等 ①模擬試験の実施（10月）
 - (3) 認定社会福祉士に関する研修会等
 - ①基礎研修Ⅰ ②基礎研修Ⅱ ③基礎研修Ⅲ ④スーパービジョン研修

4. 虐待防止への取り組み

- (1) 高齢者関係 ①高齢者虐待対応現任者研修
- (2) 障がい児・者関係 ①障がい者虐待防止等研修
- (3) 高齢者虐待・障がい者虐待の虐待対応専門職チーム等への参画

5. 権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」の運営 (※ばあとなあ鳥取参照)

6. 広報・啓発事業

- (1) ホームページによる情報発信 (2) パンフレット等の発行

7. 講師の派遣

- (1) 学校、研修会等への講師派遣

8. 関係機関との連携

- (1) 関係機関、専門機関との連携を図る
 - ①公的機関との連携
 - ②家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等権利擁護制度に係る関係機関・団体との連携
 - ③鳥取県災害派遣チーム(DWAT)との連携
 - ④その他必要な諸団体との連携
- (2) 日本社会福祉士会との連携を密にし、都道府県士会との交流を図る
- (3) 開業社会福祉士への支援

9. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

10. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

委員会活動計画

組織委員会

- 1. 目 的 組織委員会は、常に会員の状況を把握し、会員の増強等、組織の充実強化に取り組むとともに、会員相互の連携をもとに、広報活動を通じて鳥取県社会福祉士会の存在と意義を内外に広く発信し、本会の事業全体の円滑な推進を図ることを目的とする。
- 2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
 - (2) 会員名簿作成事業
 - (3) 入会促進事業
 - ①模擬試験受講者に対する加入案内(合格発表10日前)
 - ②未加入者に対する勧誘広報活動の実施

- ③全国一斉 入会促進キャンペーンの実施（対象：30歳以下の新入会員）
- （4）広報活動の実施 ・ホームページによる情報提供（CMS 管理）
- （5）社会福祉士国家試験 ・全国統一模擬試験の実施（会場受験）
- （6）ソーシャルワーカーデー実行委員会への参加（精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会との共催）
- （7）新入会員へのオリエンテーション（ファーストステップセミナー・さいしょの一步）開催

生涯研修委員会（生涯研修センター）

1. 目 的 社会福祉士は、生涯にわたって「社会福祉士としての専門性」を追求し、現実の福祉の課題に対応できる実践力を身につけていく努力が必要である。社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度及び認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の委員会主催の研修会等との関係調整を図りながら研修会を企画実施する。
2. 活動計画
 - （1）委員会の開催 年4回程度
 - （2）基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施 通年
 - （3）スーパービジョン研修の実施 通年
 - （4）他委員会の研修日程の調整
 - （5）年間研修計画の立案
 - （6）分野横断的研修の企画
 - （7）日本社会福祉士会の開催する会議・研修会への派遣 年4回程度

高齢者生活支援委員会

1. 目 的 高齢者の生活支援における、質の高い総合相談業務を遂行できるよう社会福祉士としての力量を高めるとともに、情報交換・相互支援などを行うことにより会員の資質の向上を図る活動を行う。
2. 活動計画
 - （1）委員会の開催 年3回
 - （2）委員会内容の充実
 - ①情報交換・勉強会（事例検討等）の実施
 - ②委員相互の連携強化
 - ③委員長・副委員長会議 年3回
 - （3）研修会の開催
 - ①在宅高齢者虐待対応担当者研修（鳥取県より委託事業）
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（鳥取県より委託事業）
 - ③ソーシャルワーク実践研修（子ども家庭支援委員会と合同開催を予定）
 - （4）ホームページによる高齢者生活支援に関する情報提供

障がい児・者生活支援委員会

1. 目 的 障がい児・者の地域生活の支援のあり方等について、現状把握・課題の調査・研究を行うとともに、社会福祉士としての資質の向上を図る活動を行う。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
会員同士で、情報交換・意見交換、事例研究等から課題抽出
 - (2) 研修会の開催
 - ①障がい者虐待防止等研修（鳥取県より委託事業）
 - ②障がい者の地域福祉に関する研修会（会員及び会員外の関係者を対象）

子ども家庭支援委員会

1. 目 的 子どもの人権に着目し、地域、学校における子ども家庭支援の役割を果たす上において重要な人材として期待される社会福祉士の力量を高めるため、施設訪問、研修、情報交換等を通して会員相互のネットワークを構築し、子どもの権利擁護、家庭支援の推進を図ることを目的とする。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
 - ①児童福祉施設等現地研修の企画
 - ②スクールソーシャルワーク研修の企画
 - ③情報交換・勉強会の開催
 - ④委員会の連携強化
 - ⑤委員長・副委員長会議 年3回
 - (2) 研修会の開催
 - ①児童福祉施設等現地訪問研修（年1回）
 - ②スクールソーシャルワーク研修（年1回）
 - (3) その他
 - ①児童虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」参加（11月）

保健医療委員会

1. 目 的 保健医療と福祉の連携促進が求められるなか、それに資する力量への向上を図るため、保健医療分野における会員研修や地域活動など各般の取組を行う。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年2回(研修会との同時開催含む)、感染症流行状況を見極めつつ、集合研修及びICTを活用したオンライン研修の開催を企画・検討していく。
 - ①会員相互や地域との連携強化に向けた課題抽出とアイデア案出
 - ②保健医療分野における研修会の企画・開催（保健医療委員会研修会）
 - ー地域共生社会の実現に向けてチームを育む実践力向上セミナー
 - ーソーシャルワーク実践を科学化する
 - ③認定社会福祉士認証認定研修の開催検討

- ④次年度事業計画及び予算の協議
- ⑤委員長・副委員長会議年5回
- (2) 研修会の開催
 - 保健医療委員会研修会（年2回）
 - ①ソーシャルワークを科学化する
 - ②第5回地域共生社会の実現に向けてチームを育む 実践力向上セミナー

地域社会・多文化委員会

1. 目的 地域福祉、司法福祉、生活困窮者等への相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など幅広い取組みを実施する。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
 - ①年間計画打ち合わせ、情報交換
 - ②研修会の企画
 - ③次年度事業計画及び予算の協議
 - (2) 研修会の開催（2回）
 - 重層的支援体制整備事業（県内の状況把握及び県外の先進的な取り組み事案の紹介等）
 - 司法福祉について(更生保護等)
 - 災害時での福祉支援体制について（鳥取県 DWAT、災害ケースマネジメント等）

権利擁護センターばあとなあ鳥取

基本方針: 本会の事業の一環として、その目的を達成するために組織を充実するとともに、会員の質の向上をもって、地域共生社会の実現に向け広く権利擁護活動を行う。

1. 組織の充実
 - (1) 名簿登録会員数の拡大
 - (2) 養成研修受講者の確保
 - ①成年後見人材育成研修（広島県・岡山県社会福祉士会主催）への参加協力
 - ・受講者の募集・推薦
 - ・演習チューターの派遣
 - ・その他必要と判断される協力
2. 会員の質の向上
 - (1) 県内での名簿登録研修会の開催（1～2月に県内3ブロックでの実施）
 - (2) 会員のための定期的な学習会の開催と積極的参加
 - 年3回の東・中・西部での地区別学習会の開催
 - 年1回全県での学習会の開催（9月頃） ・活動事例報告、各種講演等
 - 地区別学習会担当委員の選任
 - (3) 関係機関が主催する研修会等への積極的な参加
3. 関係機関との連携
 - (1) 家庭裁判所との連携

- ①家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会への参加
- ②家庭裁判所からの説明会、意見交換会への参加
- ③家庭裁判所への後見候補者名簿の提出
- (2) 県内の成年後見支援センターとの連携・受任者調整会議への出席
 - ①東部地区 とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）
 - ②中部地区 中部成年後見支援センターミットレーベン
 - ③西部地区 西部後見サポートセンターうえるかむ
- (3) 公的機関をはじめとするその他の関係機関との連携
 - ①ばあとなあ鳥取活動内容の説明等の広報活動
- 4. 受任者支援の仕組
 - (1) 東・中・西部に相談窓口担当者の選任
 - (2) 後見活動支援、活動報告書の提出及び活動報告書作成に係る支援
- 5. 相談・後見活動
 - (1) 後見人等の積極的な受任
 - (2) 東・中・西部相談窓口での相談対応
- 6. 日本社会福祉士会ばあとなあとの連携
 - (1) 定期活動状況の報告
 - (2) 日本社会福祉士会主催の会議、研修会等への参加
- 7. 運営委員会
 - (1) 運営委員会を定期的又は随時開催し、会のスムーズな運営を図る。
- (3) 能登半島地震被災者見守り相談支援事業への社会福祉士会会員派遣について

令和 6 年 5 月 16 日

中国・関東甲信越・東海北陸・近畿・北海道東北
各ブロック 社会福祉士会の皆様へ

一般社団法人石川県社会福祉士会
災害対策本部長 末松 良浩

令和 6 年能登半島地震における被災者支援活動への協力について

現在、能登半島地震被災者支援活動として、石川県内の社会福祉協議会が取り組む「被災者見守り・相談支援等事業」に石川県社会福祉士会が協力をしております。

つきましては、この事業における「生活支援相談員」としてご協力をいただける中国・関東甲信越・東海北陸・近畿・北海道東北 各ブロック社会福祉士会の会員を募集します。

なお、この取組みは石川県から委託を受け、応援を必要とする石川県社協および市町村社協へ会員を紹介するもので、派遣された社協の指示の下で活動していただきます。

1. 活動期間 令和 6 年 3 月 ～ 当分の間
2. 活動場所 石川県金沢市内及び河北郡内灘町（金沢市隣接）
※今後、他市町へ拡大します。

【活動の拠点】金沢市社会福祉協議会
石川県金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館
（金沢駅から徒歩 15 分程度）

3. 活動目的及び内容
【目的】被災前とは大きく異なる環境に置かれている被災者に対してそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

【内容】金沢市内等のみなし仮設住宅（市内のアパートなど）に入居している避難者（金沢市内で 3 月末現在 1634 世帯）を訪問し、見守り支援や日常生活上の相談、専門機関等へのつなぎ支援などを行います。
訪問は 2 人 1 組で、活動拠点から石川県社会福祉士会が手配する車で訪問することとなります。

4. 募集人数 当面は、1 日当たり 4 チーム 8 名～6 チーム 12 名程度募集します。
※今後、活動状況や他市町等からの要請により人数は増減します。
5. 活動時間 9 時～17 時（土日祝日も同じ）

6. 活動登録 別紙「能登半島地震支援活動者登録フォーム」に必要事項を記載の上、所属県士会の指定するところへご提出ください。現在、活動登録をしているのは九州・沖縄、関東甲信越、東海北陸、近畿、北海道東北ブロックの社会福祉士会の会員に限ります。
- なお、活動費には現地までの交通費が含まれますので、活動はなるべく3日以上連続した日程での活動をお願いしています。
7. 宿泊先 石川県社会福祉士会が手配した宿泊拠点（活動拠点から徒歩5分程度の場所）に無料で宿泊が可能です。
（金沢駅から徒歩10分程度、費用負担はありません。）
8. その他 ①活動費（費用弁償を含む）
日額15,000円を支弁します。（移動日は除きます）
②現地（金沢市）までの交通
各自で手配、対応下さい。自家用車等の利用も可能ですが、駐車場は各自で手配してください。
現地までの交通費・駐車場代は①に含むものとします。
③社会福祉協議会の保険に加入します。
④活動日が確定した後、ガイダンス資料等をメールで送付し、オリエンテーションとします。（持ち物や留意点等はガイダンス資料でご案内します。）

※このほかの支援活動について

今回募集する「被災者見守り・相談支援等事業」は県内の他市町でも順次実施されます。また、被害の大きい奥能登地区の市町で実施される同事業にも協力させていただき調整を行っています。（現地の行政や関係機関の要請に応じて活動します。）

この支援活動は、多種・長期にわたることが予想されます。今後、石川県社会福祉士会だけでなく、全国の社会福祉士会会員の方にも支援の中に入れていただくことを想定しています。

また、石川県社会福祉士会では、行政機関等のニーズに応じての能登地区の被災者支援への社会福祉士派遣を調整しており、当事業への協力についてご相談する場合があります。

【問い合わせ先】

◎現時点では所属県士会ごとに申し込みを集約し活動日の調整をします。別添の活動登録フォームは所属県士会の指定するところへ提出をお願いいたします。

＜石川県士会会員の登録フォーム提出先＞

石川県社会福祉士会事務局 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2階
TEL 076-207-7770 / FAX 076-207-5460 / icsw@spacelan.ne.jp

＜宿泊の申込み・問い合わせ＞

金沢市社会福祉協議会地域福祉課 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館3階
TEL 076-231-3571 / FAX 076-231-3560

**能登半島地震被災者見守り相談支援事業への社会福祉士会会員派遣
事務フローチャート 2024 年 5 月版**

	活動希望の会員	都道府県社士会事務局	石川県士会事務局
①	○活動登録者フォームを 所属県士会へ提出	→ ○活動登録者フォームを受付 ○石川県事務局へ送付 ※1	→ ○活動者名簿登録 ○活動者 ML への登録
②	○オリエンテーション資料 の受領 (誓約書・振込先確 認票含む)	← ※オリエンテーション 資料は各県士会へ送付済み	○活動者へオリエンテーショ ン資料の送付 (メールにて)
③	○活動希望日と宿泊希望を 所属県士会へ連絡 (※2)	→ ○活動日調整の申し込みフォ ーム入力	→ ○日程の確認 チーム割をし、予定表に 入力
④	○活動日の確認 ○宿泊先情報をメールにて 受ける (宿泊先の鍵の受け渡 しなどを含む)	○都度、「予定表と申し込み状 況確認」で状況確認 ← 宿泊利用しない場合、活動日確定の連 絡	← ○原則入力した翌営業日中 には予定表に反映 (フォーム入力で活動確定！) (宿泊利用者を除いては、各県士会や 活動者へ個別に活動日確定の連絡は しない。) ☆宿泊先利用希望の活動者
⑤	○活動時に必要な書類準備 (誓約書・振込先確認票) ○活動日初日に書類を提出 する	→	○金沢市社協にて、初日の 活動前に書類提出を受ける
⑥	○活動開始 朝 9 時までに活動場所に集 合する	→	○朝 9 時までに活動場所 【金沢市松ヶ枝福祉館 3 階 金沢市社協地域福祉課】 に集合する
⑦	○活動完了 (1 クールごと)		
⑧	○活動費の受領	←	○活動費の支払い 活動終了後、 翌月 25 日をめどに活動費 を支弁 (金沢市社協名で 指定する箇所へ振込)

※1 活動される会員について、災害対応委員会の委員や一定の研修を受けているものに限るなどの制限を行うか否かは各都道府県士会の判断にお任せします。

※2 一度、活動登録者フォームを提出いただいた方には、その後活動登録者フォームを提出する必要はありません。
宿泊先 (活動場所から徒歩5分程度) には前泊や後泊が可能です (無料)。スマートフォンに専用アプリを入れ開錠・施錠をしていただきます (前泊で宿泊先到着が深夜になっても自力で開錠できれば問題ありません)。

※3 活動者 ML メーリングリストは、活動に関する情報提供や活動者が少ない時に募集する際の周知などを行うために活用します。

※4 活動 (希望) 者からのご質問やご意見は原則として直接、石川県士会事務局または、金沢市社協で受け付けます。

※5 「PP相談支援活動申込」データの入力、閲覧等の取扱い事務局や災害担当の理事の方等限りとしてください。

所属する県士会の指定するところ

2024/5/16

2024年 月 日

() 県社会福祉士会
能登半島地震支援活動者登録フォーム

氏 名 (フリガナ)		()			
日本社士会がつけた通しの会員番号		所属都道府県 ()		年齢	
可能な支援エリア		☐ 金沢市内のみ ☐ 特にエリアにはこだわらない		性別	男性 ・ 女性
連絡先		☐ 自宅 ☐ 勤務先			
自 宅	住 所	(〒 -)			
	電話番号	- -	携帯	- -	
	FAX				
勤 務 先	名 称				
	住 所	(〒 -)			
	電話番号	- -	FAX	- -	
連絡先メール		注) 携帯キャリアのメールは不可 @			
実務経験 (必ずご記入ください)	相談支援業務		経験年数	年 ケ月	
			☐ 地域包括 ☐ 高齢者 ☐ 障害者 ☐ 児童 ☐ 社協(経験分野:) ☐ その他()		
	要介護高齢者の相談支援経験	ある ・ ない			
	地域での組織運営、会議運営経験	ある ・ ない			
	成年後見人としての受任経験	ある ・ ない			
災害時の 支援経験	☐ ある(活動内容:) (期間: 日間程度) ☐ ない				
運転免許、 資格等	☐ 自動車運転免許 (普通 ・ A T 限定) → 日常的に運転している ☐ はい ☐ いいえ ☐ パソコン基本操作(可 ・ 不可) ☐ その他資格・免許()				
活動可能時期 (現地で活動可能な 時期に○)	2024年5月	中旬 ・ 下旬			被災地見守り相談支 援事業は原則として 3日以上連続した 活動となります。
	2024年6月	月上旬 ・ 中旬 ・ 下旬			
	2024年7月	月上旬 ・ 中旬 ・ 下旬			
	2024年8月以降	()			
派遣依頼文書の 要否	☐ 必要 ※チェックのある 方のみ送付します	派遣依頼文書 ・ 送付先住所 ・ 所属長の職名・氏名			
備考(持病、活動制限、日程の希望等)					

※このフォームでご提供いただいた個人情報は、本被災地支援者の募集／派遣業務以外に使用することはありません。

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、鳥取県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代

理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 理事のうち、1名の常務理事と6名以内の常任理事をおくことができるものとする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員の選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等(報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合

は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を

達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するとき、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日には始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(附属証明書を含む)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	松村	久
設立時理事	井上	零子
設立時理事	垣屋	稲二良
設立時理事	手島	孝人
設立時理事	徳本	久美子
設立時理事	平田	雅人
設立時理事	中川	正純
設立時理事	出垣	仁志
設立時理事	小坂	一
設立時監事	河津	薫
設立時監事	前田	啓喜

第 6 6 条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

設立時社員 1 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 松村 久
2 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 井上 零子
3 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 垣屋 稲二良

(法令の準拠)

第 6 7 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鳥取県社会福祉士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 1 年 3 月 2 0 日

設立時社員 松村 久 印
設立時社員 井上 零子 印
設立時社員 垣屋 稲二良 印

付則

この定款の変更は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この定款の変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。